

第4章 災害情報通信計画

災害による被害を最大限に減らすためには、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行なうことが重要となることから、災害情報の収集体制の整備、並びに市、防災関係機関及び市民に対する情報の伝達広報についての計画を次のとおり定める。

第1節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における情報収集及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 市の情報収集及び伝達体制

市は、迅速な災害対応の基本となる災害情報及び被害状況の収集のため、防災拠点となる各施設に災害時優先電話及び防災無線等の整備を行い、災害時にも有効な通信手段の確保に努めるものとする。また、住民に対して行なう情報伝達については、要配慮者にも配慮した、わかりやすく確実な伝達ができるよう努めるとともに、多様な伝達手段の整備を図るものとする。

【参考】第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画 避難指示等の伝達方法概要

No.	伝達手段	対 象	迅速性	確実性
1	避難信号による伝達	全ての住民	○	△
2	放送局	視聴者	○	△
3	インターネット等による伝達	回線接続者のみ	△	△
4	L（エル）アラートによる伝達	全ての住民	○	△
5	緊急速報メールによる伝達	所有者のみ	○	○
6	電話による伝達	住民組織等	△	○
7	農業情報システムによる伝達	農家世帯	△	○
8	広報車による伝達	全ての住民	△	△
9	伝達員による個別伝達	全ての住民	△	○

※ 伝達方法には、迅速性と確実性のそれぞれ優れるものがあるため、上記の手段を組み合わせることで伝達を行う。

2 防災関係機関の情報収集及び伝達体制

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努め、また、災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性の確保に努めるものとする。

第4章 災害情報通信計画

【参考】第4章 第3節 避難対策計画 避難指示等判断基準概要

区分	判断基準	住民行動
高齢者等避難	河川…避難判断水位（レベル3）を超えはん濫危険水位（レベル4）に達する恐れのあるとき 土砂…大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域 その他…要配慮者の事前避難が必要なとき	・避難準備開始 ・避難支援行動の開始
避難指示	河川…はん濫危険水位（レベル4）を超え緊急安全確保（レベル5）に達する恐れのあるとき 土砂…土砂災害警戒情報が発表されたとき その他…住民等の事前避難が必要なとき	・避難開始 ・安全確保の実施

【参考】水害対策編 第1章 第2節 用語概要

河川水位	危険度レベル	定義
水防団待機水位	1	洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。
はん濫注意水位	2	水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。量水標管理者は、量水標等の示す水位が汎濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	3	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の汎濫に関する情報への注意喚起となる水位。
はん濫危険水位	4	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
はん濫	5	はん濫の発生。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。当地区の予報区を担当する官署は次のとおりである。

府県予報区	名称区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

(2) 予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	空知地方	北空知	深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町

(3) 予報区担当官署の業務内容

担当官署	予警報等の種類	回数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(5、11、17時)
	地方週間天気予報	毎日2回(11、17時)
	地方季節予報	
	早期天候情報	原則毎週2回(月・木)
	1カ月予報	毎週1回(木)
	3カ月予報	毎月1回
	暖候期予報	毎年1回(2月)
	寒候期予報	毎年1回(9月)
	地方気象情報	随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報(警報発表基準別表2)

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

第4章 災害情報通信計画

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報（発表基準別表3）

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

ウ 洪水注意報及び警報

種 別	発 表 基 準
洪 水 警 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪 水 注 意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクルの種類と概要

種類	概要
（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
--	---

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 水防活動用気象警報及び気象注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

ア 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 伝達

伝達については、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」「資料編 資料3-13 洪水予報・水防警報伝達系統図」による。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、北海道と気象台から共同で発表される。危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達については、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」による。

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表される。

ア 指定河川及び担当（北海道開発局）

水系	河川名	担 当
石狩川上流	石狩川	旭川地方气象台・旭川開発建設部

第4章 災害情報通信計画

石狩川下流	石狩川	札幌管区气象台・札幌開発建設部
	雨竜川	

イ 種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

ウ 伝達系統

洪水予報（水防法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項）によるものとし、伝達については、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」「資料編 資料3-13 洪水予報・水防警報伝達系統図」による。

(6) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

予報区担当官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報される。通報を受けた北海道から、深川市に通報されるものとし、市長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

通報基準

発表官署	通 報 基 準
札幌管区气象台	実効湿度（注1）60%以下で最小湿度（注2）30%以下の場合若しくは平均風速で陸上12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

〔注1〕実効湿度 木材の乾燥具合を表すものとして、当日と前日の平均湿度から計算

〔注2〕最小湿度 1日を通して一番小さな値になる湿度

(7) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（空知地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

ウ 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

深川市発表基準 1時間雨量 100mm

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しや

すい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 各種情報

気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）により災害がおこるおそれがある場合、気象官署は担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報を発表する。

別表1 特別警報の指標

50年に一度の雨の値	48時間降水量	242mm
	3時間降水量	87mm
	土壌雨量指数（注1）	162
50年に一度の積雪深		173cm

〔注1〕土壌雨量指数 降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値であり、この値が大きいほど土砂災害発生の危険性が高くなる。

別表2 警報基準

暴風（平均風速）		18m/s
暴風雪（平均風速）		16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う
大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	16
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	143
洪水	流域雨量指数基準（注2）	音江川流域=7.2, 内大部川流域=9.3, 大鳳川流域=10.6, 堺川流域=7.8, 入志別川流域=7.1, 多度志川流域=15 吉野川流域=4.9
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）
大雪		12時間降雪の深さ50cm

〔注1〕視程 肉眼で物がはっきりと確認できる最大の距離

〔注2〕流域雨量指数 河川の流域に降った雨がどれだけ下流の地域に影響を与えるかをこれまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から計算して指数化した数値

別表3 注意報基準

風	雪 (平均風速)	10m/s 雪による視程障害を伴う		
強	風 (平均風速)	12m/s		
大	表面雨量指数基準	7		
	土壌雨量指数	91		
洪	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8, 内大部川流域=7.4, 大鳳川流域=8.4, 堀川流域=6.2, 入志別川流域=5.6, 多度志川流域=12 吉野川流域=3.8		
	複合基準 (注1)	大鳳川流域= (5, 8), 石狩川流域= (6, 49), 雨竜川流域= (6, 23.6)		
	指定河川洪水予報による基準	石狩川上流 (伊納)、石狩川下流 (納内) 雨竜川 (多度志)		
大	雪	12時間降雪の深さ30cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	乾	燥	最小湿度30%、実効湿度60%	
	濃	霧 (視程)	200m	
		霜	最低気温 3℃以下	
	な	だ	れ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温 5℃以上
低	5月～10月	温	(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が2日以上継続	
	11月～4月		(最低気温) 平年より 8℃以上低い	
	着	雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
	融	雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計	

〔注1〕表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

(資料編 資料3-2 雨量・水位・地震観測所)

(資料編 資料3-3 気象庁による雨・風・地震等の区分表)

3 気象予警報等の伝達系統

気象官署等から気象、水防、火災等に関する予警報が発表された場合又は北海道 (空知総合振興局) から災害の応急処置に関する通知である対策通報があった場合は、次のとおり迅速かつ確実に伝達するものとする。

(資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図)

(資料編 資料3-14 洪水予報・水防警報伝達系統図)

(資料編 資料3-16 火災警報連絡系統図)

(1) 通常勤務時間中の気象予警報等の伝達

通常勤務時間中の気象予警報等の受理は、自治防災係が行うものとし、市長が必要と認めるものについて、テレビ、ラジオ、電話、携帯電話、メール、FAX等を用いた多重化、多様化

した方法により、関係部署、防災関係機関及び住民に伝達するものとする。

(資料編 資料1-6 防災関係機関一覧表)

(2) 勤務時間外における気象予警報等の伝達

夜間・休日等において日直者、警備当直員が気象予警報等を受けたときは、次に掲げる警報等については、総務課長（不在のときは自治防災係長）に連絡するとともに気象予警報等受理票に記載し、翌朝、総務課長に提出するものとする。

ア 気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、水防

イ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報が伴うものは、直ちに総務課長（不在のときは自治防災係長）に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報が伴わないものは、当直明けの際、気象予警報等受理票を総務課長に提出するものとする。

ウ その他

火災気象通報など市役所内各部署や防災関係機関に連絡が必要な情報については、総務課長に連絡するとともに、各関係機関にも連絡するものとする。

(資料編 資料7-1 気象予警報等受理票)

第3節 災害情報収集・伝達計画

応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等は、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集、連絡体制の整備

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。

(1) 防災関係機関の災害情報等収集及び連絡

防災関係機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、その所掌事務に関して情報収集をするとともに災害対策本部との情報共有に努めるものとする。

(2) 市の災害情報等収集及び連絡

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

イ 市長は、警報、注意報、情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するものとする。

2 災害情報等の収集及び伝達計画

災害発生、被害状況等の情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための連絡先、被害報告及び受領については、次のとおりとする。

(1) 気象情報の収集伝達計画

気象情報は、「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」に基づき電話、無線、ファックスその他、最も有効な方法により各防災関係機関に通報し、又は伝達するものとする。

ア 札幌管区気象台からファックスにより通報された予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は「資料編 資料3-1 気象予警報等伝達系統図」により伝達する。

イ 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は自治防災係が受理統括する。

ウ 勤務時間外は当直員が受理し、次に掲げる予報（注意報を含む。）、警報及び情報等については速やかに総務課長に報告するものとする。受理した予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の通報文は当直明けの際、総務課長（本部情報連絡室長）に引き継ぐものとする。

(ア) 気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪

(イ) 前号の各予警報に伴う被害情報

(ウ) その他～特に重要と認められる各種注意報

エ 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報について受理者である総務課長は、速やかに関係部課長等に連絡するものとする。

る。

オ 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

(2) 異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防本部（消防署）に通報しなければならない。

イ 警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防本部（消防長）は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防本部等から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ空知総合振興局長及び関係機関に通報しなければならない。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受理した際は、速やかに総務課長（本部情報連絡室長）に報告し、その指示により処理する。

3 地区情報連絡責任者

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区に情報連絡責任者を置くことができるものとする（地区情報連絡責任者を町内会長とする）。

地区情報連絡責任者は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに市役所又はその他の関係機関に通報するものとする。

4 避難指示等の伝達計画

気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等により、該当地域の住民に被害が発生することが予想される場合の高齢者等避難・避難指示（以下「避難指示等」という。）の伝達は次のとおりとする。

(1) 避難指示等の伝達事項

ア 避難先

イ 避難経路

ウ 避難指示等の理由

エ 避難対象区域

オ 注意事項

(ア) 携行品は限られたものだけにする。（食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

(イ) 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

(ウ) 避難時の戸締りをする。

(エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

第4章 災害情報通信計画

No.	伝達手段	対 象	迅速性	確実性
1	避難信号による伝達 「水害対策編 第10章 第1節 水防信号」 に定める危険信号により伝達する。	全ての住民	○	△
2	放送局 NHK、民間放送局に対し、避難指示等 を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事 項を提示し、放送依頼することにより情報を 伝達する。	視聴者	○	△
3	インターネット等による伝達 市のホームページ・ソーシャルメディアを 利用し情報を伝達する。	回線接続者のみ	△	△
4	L (エル) アラートによる伝達 北海道を通じて放送事業者等に各種災害 情報を提供することで住民に情報を伝達す る。	全ての住民	○	△
5	緊急速報メールによる伝達 携帯電話各社による緊急気象情報等の配 信サービスにより情報を伝達する。	所有者のみ	○	○
6	電話による伝達 電話により住民組織、官公署、会社等に通 報する。	住民組織等	△	○
7	農業情報システムによる伝達 きたそらち農業協同組合に協力を依頼し 農業情報システムにより、関係住民に情報を 伝達する。	農家世帯	△	○
8	広報車による伝達 市・消防機関等の広報車を利用し、関係地 区を巡回して情報を伝達する。	全ての住民	△	△
9	伝達員による個別伝達 避難を指示した時が、夜間・停電時・風雨 が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が 困難であると予想されるときは、消防団員等 で組を編成し、個別に情報を伝達する。	全ての住民	△	○

※ 伝達方法には、迅速性と確実性のそれぞれ優れるものがあるため、上記の手段を組み合
わせて伝達を行う。

(3) 高齢者等避難・避難指示区分の基準

ア 高齢者等避難

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階で
あり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、判断基準のいずれかに該当する場合に
発令するものとする。

第4章 災害情報通信計画

区分	判断基準	住民に求める行動
石狩川	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、石狩川の納内水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である59.20m（※個別対応区間 58.30m）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報により、石狩川の納内水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である60.10m（※個別対応区間 59.20m）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ● 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
水害 雨竜川	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、雨竜川の多度志水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である57.50mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報により、雨竜川の多度志水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である57.70mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	
多度志川	<ol style="list-style-type: none"> 1 多度志川の多度志川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である63.30mに到 	

		<p>達した場合</p> <p>2 多度志川の多度志水位観測所の水位が一定の水位（62.93m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①多度志川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達する場合）</p> <p>②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	
	内大部川	<p>1 内大部川の内大部水位観測所の水位が一定の水位（96.80m）に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①内大部川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	
土砂災害		<p>① 大雨警報（土砂災害）が発表され、北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及び橙）があり、さらに雨が降り続けると予想されるとき。</p> <p>② 近隣で前兆現象が発見されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土石流： 流水の異常な濁り ・ 急傾斜地： 湧水量の増加・表面流の発生 	
その他災害		<p>① 災害の状況から、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。</p>	

イ 避難指示

通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、判断基準のいずれかに該当する場合に発令するものとする。

区分	判断基準	住民に求める行動
水害	<p>石狩川</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、石狩川の納内水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である60.10m（※個別対応区間 59.20m）に到達したと発表された場合 2 石狩川の納内水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である60.10m（※個別対応区間 59.20m）に到達していないものの、石狩川の納内水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である60.58mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ● ただし、避難を行うことにより、生命身体に危険が及ぶ場合には、屋内での待避等の安全確保措置を行う。
	<p>雨竜川</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定河川洪水予報により、雨竜川の多度志水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である57.70mに到達したと発表された場合 2 雨竜川の多度志水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である57.70mに到達していないものの、雨竜川の多度志水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である58.49mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」にな 	

		<p>った場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 鷹泊ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>多度志川</p>		<p>1 多度志川の多度志川水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である63.67mに到達した場合</p> <p>2 多度志川の多度志川水位観測所の水位が一定の水位（63.30m）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①多度志川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 上湯内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p>	
<p>内大部川</p>		<p>1 内大部川の内大部水位観測所の水位が一定の水位（96.80m）に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p>	

	<p>①内大部川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく避難指示を発令する。</p> <p>※水防団からの報告等を活用して発令する。</p>
土砂災害	<p>① 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>② 近隣で前兆現象が確認され、災害の発生が予測されるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土石流：溪流内での転石の音・流木の発生 ・ 急傾斜地：小石の落下・湧水の濁り <p style="text-align: center;">新たな湧水の発生</p>
その他災害	<p>① 各種の特別警報が発表されたとき。</p> <p>② 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。</p>

（資料編 資料3-2 雨量・水位・地震観測所）

（資料編 資料3-3 気象庁による雨・風・地震等の区分表）

5 災害等の内容及び通報の時期

(1) 市災害対策本部設置

ア 市が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡しなければならない。

イ 防災関係機関は、前項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 市の通報

- ア 市は、119番通報の殺到時には、その状況等を北海道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）へ報告するよう努める。

6 被害状況収集及び報告

災害情報、被害状況の報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまでの間に、「資料編 資料7-3 災害状況報告・被害状況判定基準」により空知総合振興局長に報告する。

(1) 各部における情報収集

- ア 各部長は、災害対応のため本部または、本部に準じた体制を取った場合、所管に係る災害情報報告（資料編 資料7-2 災害情報）、被害状況報告（資料編 資料7-3 災害状況報告・被害状況判定基準）及び災害対策活動実施状況（資料編 資料 水防活動実施報告書）を、本部情報連絡室長を経て本部長（市長）に報告する。
- イ 本部情報連絡室長は、各部長から受理した災害情報のうち、他の部門に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。
- ウ 企画総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、「第4章 第4節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。
- エ 各部長は、基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部情報連絡室長と連絡調整をとり、相違のないようにする。

(2) 国・北海道への報告

災害が発生した場合、市長は次の「災害情報等取扱要領」に基づき空知総合振興局長に報告するものとする。

ただし、市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、消防庁にも直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により北海道知事（空知総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分	平日 (9:30~18:15) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

消防庁災害対策本部設置時の報告先

区分	消防庁応急対策室・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT回線	03-5253-7510	03-5253-7553 (FAX)

【災害情報等取扱要領】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報等について、空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で深川市が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- キ その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに報告するものとし、この場合、災害の経過に応じて把握した事項を逐次報告すること。

(資料編 資料7-2 災害情報)

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

(資料編 資料7-3 被害状況報告)

ア 速報

被害発生後直ちに件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

（資料編 資料7-3 被害状況判定基準）

【参考】消防庁 「直接即報基準」

区 分		即 報 基 準
火 災 等 即 報	交通機関の火災	1)トンネル内車両火災 2)列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3)特定事業所内の火災
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの 1)死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明が発生したものの 負傷者が5名以上発生したもの 2)危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、該当工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの 3)危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物等が流出し、防除・改修等の活動を要するもの ②500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等 4)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 5)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15名以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの 1)列車、航空機等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災 害 即 報	被害の有無を問わず、市区域内で震度5強以上を記録したもの	

第4節 災害通信計画

市、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

また、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 非常扱いの通話

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話

(2) 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

(3) 非常・緊急通話の利用方法

ア 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターが出たら、

(ア) 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号（災害時優先電話）と機関名を告げる。

(ウ) 通話先の電話番号を告げる。

(エ) 通話内容を告げる。

ウ NTTコミュニケーターが一度切って待つよう案内する。

エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話㈱の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路等を含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間 (アの8項に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と、警察機関との間
3 天災その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	(1) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体 (アの表及び本表1～4(2)に掲げるものを除く。)相互間

2 専用通信設備

本市が所有する有線回線の災害時優先電話及び無線施設等の通信設備は、次のとおりである。

(1) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電話の輻輳に伴う発信制限がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。

施設名	設置部署	電話番号	備考
市役所	自治防災係	0164-22-3549	
市役所	総務課	0164-22-8776	

(2) 無線通信施設

ア 北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク）

北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート）

(ア) 電話機

空知総合振興局地域創生部危機対策室防災主査	89-6-850-2191
空知総合振興局札幌建設管理部（道路建設課道路維持係）	〃 4314
空知総合振興局札幌建設管理部（治水課防災係）	89-6-850-4344
空知総合振興局保健環境部保健福祉室（企画総務課企画調整係）	〃 3614

(イ) ファックス

個別通信用1台

イ 深川市防災行政無線

(ア) 基地局（統制台：自治防災係）

(イ) 陸上移動局

車載型無線機（市公用車）	15局
携帯型無線機（災害対策本部用）	7局

ウ 消防無線

(ア) 基地局（統制台：深川消防署 通信指令室）

(イ) 中継局 1局

(ウ) 陸上移動局

車載型無線機	23局
携帯型無線機	20局

(3) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

（資料編 資料2-3 防災無線の概要）

4 関係機関の公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊の通信等による通信
- (2) 警察電話による通信
- (3) 警察無線電話装置による通信
- (4) 鉄道電話による通信
- (5) 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信
- (6) 東日本電信電話㈱の設備による通信
- (7) 北海道地方非常通信協議会加入無線局

5 通信途絶時における措置

市内全域にわたり災害が発生し、前記1～4による通信が不可能な場合は、被害情報の的確な収集を図るため、自動車、オートバイ、徒歩等による広報伝達班員を派遣し、直接連絡するものとする。

第5節 災害広報・情報提供計画

災害時の誤った情報による社会的混乱を防止し、市民の不安解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供並びに住民からの問い合わせ、要望及び意見等に的確かつ迅速な対応を行う計画については本計画に定める。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 広報・総務班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 災害対策本部により集約された災害情報からの収集
- (3) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望等を公聴し収集
- (5) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（市長）の承認を得て、広報・総務班長（秘書課長）がこれに当たる。

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとし、平常時から、あらゆる広報媒体の充実・強化を図るほか、災害時には、迅速かつ適切な広報に努め誤報等による混乱防止に万全を期するものとする。

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- (イ) 市広報誌、インターネット、チラシの利用
- (ウ) 農業情報システム、郵便局の利用
- (エ) 広報車及び放送設備を有する車両の利用
- (オ) 消防施設のサイレン兼用放送設備の利用

イ 広報の内容は次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況
- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要と認められる事項

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別・名称及び発表日時
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況

- (ア) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

- (イ) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (ウ) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
- (エ) 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (オ) その他判明したり災地の情報（二次災害の危険性等）

エ 応急、恒久対策の状況

- (ア) 避難について（避難指示等の状況、避難所の位置、経路等）
- (イ) 医療救護所の開設状況
- (ウ) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (エ) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

オ 災害対策（連絡）本部の設置又は廃止

カ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(4) 本部職員に対する周知

本部情報連絡室は、災害状況の推移を本部職員に周知し、各部に対して、措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、市災害対策本部に対し情報の提供を行うものとする。

4 被災者相談所

市長は、必要と認めるときは、市役所に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとし、その事務は市民・環境衛生班があたる。また、被災者並びに一般住民の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等の本人確認資料の掲示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

第4章 災害情報通信計画

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) ・パートナーシップ制度により縁故者と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の親族（アに掲げる者を除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者について保有している安否情報の有無

(3) 市は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 災害時の氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。